

紹介サービス利用規約

第1条（目的）

1. 紹介サービス利用規約（以下、本規約といいます）は、株式会社生活救急車（以下、当社といいます）が提供する紹介サービス（以下、本サービスといいます）について、当社と本サービスを利用する事業者（以下、パートナー店といいます）との間の権利義務関係を定めるものです。
2. 本サービスは、当社のプロモーション活動により、本サービスに関する業務の需要を有する顧客から申込みを受け付け、これをパートナー店に紹介することにより、「困っている人を助ける！」という理念を実現し、顧客の需要に迅速かつ適切に対応することを通じて、当社とパートナー店の相互の事業発展に資することを目的とします。

第2条（利用契約）

1. 当社とパートナー店との間の本サービスに関する利用契約（以下、本契約といいます）は、パートナー店が、当社に対し、所定の方法により利用を申込み、当社がこれを承諾することをもって成立するものとします。
2. 本契約は、当社がパートナー店に対し顧客を紹介することを保証するものではなく、またパートナー店が当社の紹介した顧客に係る業務を受託する義務を負うものではないことを確認します。
3. パートナー店は、当社の紹介した顧客に係る業務を受託するに際して、現場訪問、見積り、成約、履行、代金の受領、報告等のすべての過程を通じて、本規約及び当社が定めるマニュアル・料金表・書式等の方式を遵守するものとします。

第3条（駆けつけ可能確認及び紹介）

1. 当社は、顧客から申込みを受け付けた場合、当社が顧客の利益に配慮して任意に選定する複数又は特定のパートナー店に対し、当該顧客に係る業務に対応が可能か否か、及び現場までの駆けつけ時間等を問い合わせるものとし、パートナー店は、状況が許す限りにおいて、可及的速やかに応答するよう努めるものとします。
2. 当社は、前項の問い合わせ及び回答を踏まえて、顧客の利益に配慮して任意に選定したパートナー店に対し、当該顧客に係る業務を紹介するものとします。

第4条（現場訪問及び見積り）

1. パートナー店は、当社の紹介した顧客の業務について、当該顧客の利益に配慮して、適時かつ適切に現場を訪問し、見積りを提示するものとします。
2. 前項の見積りを提示するに際して、パートナー店は、当社が定める料金表に記載された金額をもって上限とします。

第5条（成約）

1. パートナー店は、当社の紹介した顧客から業務を受託する場合は、当社が定める書式をもって契約を締結するものとします。
2. パートナー店は、前項の契約に際して、クーリングオフその他法令により求められる手続を遵守し、顧客の意思を尊重するものとします。

第6条（業務の履行及び責任）

1. パートナー店は、前条の業務を履行するに際して、当社が定めるマニュアルを遵守し、善良な管理者の注意をもって誠実に履行するものとします。
2. 前条の業務は、パートナー店が、作業を完了し、かつ、顧客の理解と納得をもって作業完了確認を得た時点で完了するものとします。
3. パートナー店は、前項による業務の完了後は、顧客の求めに応じて迅速かつ丁寧に状況を聴取し、状況により不具合の補修等の必要な措置を講じるものとします。

第7条（代金の請求及び受領）

1. パートナー店は、顧客に業務の代金を請求し、又は顧客か

ら代金を受領する際は、当社が定める請求書又は領収証を使用するものとします。なお、第9条第2項に定めるとおり、当社がパートナー店に代わり、顧客より代金を受領する場合があります。

2. 次の各号のいずれかに該当した場合、代金回収の有無等にかかわらず、第9条に定める紹介料の支払義務がパートナー店に確定的に発生するものとします。なお、当社が顧客より代金を受領する場合の、当社からパートナー店への支払義務においても同様とします。
 - (1) 前条第2項に従い作業を完了した場合
 - (2) 前項の請求書又は領収証を発行した場合

第8条（報告）

パートナー店は、当社に対し、当社が定める方式に従い、当社の紹介した顧客の業務について、前各条に定める業務の受託状況及び履行状況（受託しなかった場合も含みます）について報告するものとします。

第9条（紹介料）

1. パートナー店は、当社に対し、紹介の対価として、パートナー店が顧客から支払いを受けるべき代金（消費税及び地方消費税を含む総額とします）及びその内訳等に応じて、当社が定める料率その他の基準に従い、紹介料（消費税及び地方消費税を含みます）を支払うものとし、作業完了日を基準として、毎月末日締め翌月20日限り、当社の指定する方法により支払うものとします。なお、その際の振込手数料はパートナー店の負担とします。
2. 前項のほか、別途当社が個別に提携契約を締結する顧客における紹介案件については、業務の代金は当社が顧客より受領し、当社からパートナー店に対し、紹介料を差し引いて支払うものとします。なお、その場合、当社からパートナー店への支払期日は、毎月末日締め翌月末日払いとし、その際の振込手数料は当社負担とします。
3. パートナー店は、本契約の有効期間中及び本契約の終了後1年間は、当社の紹介に係る顧客から、本サービスに関する業務を受託した場合は、いずれも本規約を適用し、紹介料の支払い等の本規約に定める義務を負うものとします。

第10条（保険料）

パートナー店は、顧客に対する業務に基づく損害賠償責任を担保することを目的として、当社が定めるJBR総合補償に加入するものとし、前条に定める代金の0.6%に相当する保険料を支払うものとします。支払方法は、前条によります。

第11条（顧客情報）

パートナー店は、本契約に伴い知り得た顧客に関する個人情報等を、当社が別に定める基準に従い適切に管理し、顧客から業務を受託して履行する目的の範囲内において使用し、顧客の同意を得ないで第三者に開示しないものとします。

第12条（顧客対応）

1. パートナー店は、顧客のクレーム、トラブル等について、自らの責任と費用をもって解決するものとします。
2. パートナー店は、顧客のクレーム、トラブル等が発生した場合、直ちに当社に連絡し、その対応について当社と協議し、当社の指示があればこれに従って対応するものとします。当社が、パートナー店に代わり、損害賠償又は費用を負担した場合、パートナー店はそのすべてを補償するものとします。

第13条（秘密保持）

当社及びパートナー店は、本契約に伴い知り得た相手方の営業上又は技術上の情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、次の各号に掲げるものについては、

この限りではありません。

- (1) 開示を受けた際に、既に公知公用となっていた情報
- (2) 開示を受けた際に、既に自らが保有し又は取得していたことを立証できる情報
- (3) 開示を受けた後に、自己の責によらずして公知公用となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報
- (5) 開示を受けた情報を用いることなく、独自に開発、知得したことを立証できる情報
- (6) 法令又は所轄官庁により、開示を義務付けられた情報

第14条（損害賠償）

当社及びパートナー店は、本契約に違反して相手方に損害を生じさせた場合は、通常かつ直接の損害を賠償する責任を負うものとします。

第15条（情報利用の承諾）

当社は、その任意の判断により、当社及びその業務提携先が運営する媒体に、パートナー店が本サービスを利用していることを含め、パートナー店の情報を掲載して利用することができるものとします。

第16条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立日から1年とします。但し、期間満了の1か月前までに、当社又はパートナー店のいずれからも特段の申出がない限り、本契約は、期間を1年として当然に更新され、以後同様とします。
2. 前項にかかわらず、当社及びパートナー店は、相手方に1か月前までに予告することにより、本契約を任意に中途解約することができるものとします。
3. 事由の如何を問わず本契約が終了した時点で、当社が紹介した顧客の業務について、本契約に定めるパートナー店の義務の履行が完了していない場合、当該業務の範囲において本契約を適用するものとします。
4. 第6条乃至第15条及び第21条の規定は、事由の如何を問わず本契約が終了した後も有効に存続するものとします。

第17条（解除）

1. 当社及びパートナー店は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、催告を要することなく、本契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができるものとします。この場合、損害賠償請求を妨げないものとし、相手方は、本規約に定める期限の利益を当然に失い、債務を直ちに支払うものとします。
 - (1) 本規約の各条項のいずれかに違反したとき
 - (2) 振出又は引受に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (3) 支払停止又は支払不能の事由を生じたとき
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これに準じる手続開始の申立てがあったとき
 - (5) 重要な財産について差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てを受けたとき
 - (6) 監督官庁より営業停止、営業免許又は営業登録の取消処分を受けたとき
 - (7) 法令に違反する行為を行ったとき
 - (8) 前各号のいずれかに該当するおそれがあると合理的に判断されたときその他債務の履行が困難であると認めるに足る相当の理由があるとき

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びパートナー店は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを暴力団員等といいます）に該当しないこと
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及びパートナー店は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 当社及びパートナー店は、相手方が前二項各号のいずれかに違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、又は通知・催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。
 4. 当社又はパートナー店は、前項に基づく解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

第19条（権利義務の譲渡禁止）

当社及びパートナー店は、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第20条（規約の改定）

当社は、当社の判断により、適宜、本規約を改定することができるものとします。この場合、当社は、改定の内容を所定の方法により告知するものとし、改定後の本規約は、告知の日から適用されるものとします。パートナー店が、告知を受けた後に本サービスを利用した場合、改定後の規約を承認したものとみなされます。

第21条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（協議事項）

本規約に定めのない事項については、当社及びパートナー店が協議の上、円満に解決を図るものとします。

附則 本規約は、2023年5月1日から施行します。

制定2017年06月01日
改定2023年05月01日